綾瀬西デイサービスセンター運営規程
日常生活支援総合事業（第1号通所介護）

（目　的）

第1条　社会福祉法人道志会が綾瀬市の指定管理者制度の指定に係る協定により開設する綾瀬西デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う日常生活支援総合事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等が、要支援状態の利用者意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適切な日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条　本事業所において提供する日常生活支援総合事業は介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとす､要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活条の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2.　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3.　利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行うものとする。

4.　市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5.　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6　事業の提供にあたっては、介護保険法第118条の2、第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

6.　事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

（事業の運営）

第3条　介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、事業所の従業員のよってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）　名称　　綾瀬西デイサービスセンター

（2）　所在地　神奈川県綾瀬市早川1485-1（綾瀬西高校敷地内）

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）　管理者　　1人（常勤生活相談員と兼務）

管理者は従業者及び業務の実施状況の把握、その他の業務の管理を一元的に行う。

（2）　通所介護従業者

①　生活相談員　　2人（常勤介護職員と兼務）

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割

を果たす。

② 介護職員　　12人（常勤兼務　4人　　非常勤兼務　8人）
介護職員は利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

③ 機能訓練指導員　3人（非常勤看護師と兼務）
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

④ 看護職員　　3人（非常勤兼務3人）
看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

⑤ 事務職員　　1人（非常勤1人）
事務職員は必要な事務を行う。

⑥ 調理員　　4人（非常勤4人）

⑦ 運転手　　2人（非常勤2人）

（営業日及び営業時間）

第6条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日　　毎週月曜日から土曜日（定休日　日曜日・12月29日から1月3日）

(2) 営業時間　　午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス時間　　午前10時から午後3時10分までとする。

（利用定員）

第7条　1日に総合事業のサービスを提供する定員は日常生活支援総合事業と通所介護合わせて40名とする。

（通所介護の内容）

第8条　指定通所介護の内容は次のとおりとする。

(1) 入浴サービス

(2) 食事サービス

(3) 生活指導（相談・援助等）　レクリエーション

(4) 機能訓練

(5) 健康チェック

(6) 送迎

(7) グループ活動（クラブ活動等の趣味活動など

(8) 口腔機能向上サービス　　（個別に口腔清掃及び摂食・嚥下機能訓練を指導する）

（日常生活支援総合事業介護計画の作成等）

第9条　日常生活支援総合事業の提供を開始する際には利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に日常生活支援総合事業の計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿った日常生活支援総合事業計画を作成する。

2.　日常生活支援総合事業計画の作成、変更の際には利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3.　利用者に対し、日常生活生活支援総合事業計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

（日常生活支援総合事業の利用料）

第10条　本事業所が提供する日常生活支援総合事業の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。利用料の利用者負担金は1割、2割又は3割とする。但し、次に掲げる項目については別に利用料金の支払を受ける。

2　次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用　送迎距離片道6キロメートルまで無料

通常の事業の実施地域を越えたところから送迎距離片道6キロメートル以上1キロメートルあたり30円加算

3　利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を越えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬を超える額

（時間延長サービス）　延長1時間につき 1,000円

4　食費（希望者のみ）　1日につき　720円

5　おむつ代(希望者のみ)　紙パンツ150円　パット30円

6　お花代（華道クラブ）（希望者のみ）1回　600円

7　嗜好品（コーヒー等1杯60円、希望者のみ）

8　前各号に掲げるものの他、日常生活支援総合事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用

実費（希望者のみ）

9　前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。又、併せてその支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

10　利用料の支払は、現金又は、銀行口座振込又は郵便振替により、指定期日までに受ける。

（通常の事業の実施地域）

第11条　通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

綾瀬市

海老名市

（サービスの提供記録の記載）

第12条　日常生活支援総合事業を提供した際には、その提供日及び内容、当該日常生活支援総合事業について、利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（秘密保持）

第13条　本事業所の従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2.　従業者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

（苦情処理）

第14条　提供した日常生活支援総合事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

（損害賠償）

第15条　利用者に対する日常生活支援総合事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（衛生管理）

第16条　事業は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次ぎの各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2)　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3)　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第17条　利用者は日常生活支援総合事業を利用するに当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する

（緊急時等における対応方法）

第18条　日常生活支援総合事業の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告する。緊急搬送等の必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。

2　事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族当該利用者に関わる居宅介護支援授業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置の状況について記録する。

4　事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第19条　日常生活支援総合事業の提供中の非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に退所するための計画を作成し、防災管理者を定め、年に2回定期的に避難訓練を行うものとする。

2.　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第20条　事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、

あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待の防止に関する事項）

第21条　事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその発生を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1)　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2)　虐待防止のための指針の整備

(3)　虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4)　措置を適切に実施するための担当者の設置

（業務継続計画の策定等）

第22条　事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に帯する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携）

第23条　事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第24条　事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し認知症介護に関わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)　採用時研修　　採用後1ヶ月以内

(2)　継続研修　　月1回

2.　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3.　従業者であった者に、業務
なくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4.　事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5.　事業所は事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6.　この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人道志会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成19年8月1日から施行する。
この規程は、平成20年12月1日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成29年6月1日から施行する。
この規程は、平成30年6月1日から施行する。
この規程は、平成30年8月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。